

留学報告書

苅田 裕也

2020 年 12 月

UC Berkeley, Biophysics Graduate Group 5 年目の苅田裕也です。船井情報科学財団からのご支援をいただいて 2016 年度から留学をしています。

1 研究

前回の報告書の時点ではコロナの影響で実験ができない状況でしたが、7 月には大学への登校が許可されて実験が可能になりました。再開当初は厳しい人数制限がありましたが、段階的に緩和されつつあります。ただ、コロナの第三波がどうなるか次第で再び制限が厳しくなる可能性もあるので、安心はできません。

再開後の実験では、統計データやサンプル数を増やすような単純な実験からはじめ、状況に慣れてきてからは、少しずつ新しい実験もはじめるようになりました。コロナ感染防止のために対面の作業ができないのが議論やトレーニングをする際にとっても不便ですが、作業を動画で録画したり、リモートで通話しながら作業したりと、何とかやっています。

現在はバクテリアの拡散移動の濃度依存性や、バクテリア同士の生態相互採用を主に研究しています。それにともなって、乳酸菌やコレラ菌といったバクテリアも扱うようになりました。バクテリアの実験は、種や株による実験手法の変化が小さいため、ひとつ手順を覚えれば比較的簡単に他のバクテリアも扱うことができます。とはいっても、最近扱っているコレラ菌は危険度が高いため少し扱いが特殊です。コロナの状況下でコレラになったら洒落にならないので、気をつけて実験していきます。

2 配偶者のアメリカでの就職事情

1 月に妻がアメリカに移住したのですが、9 月に妻がこちらのバイオ系の会社に就職することになりました。留学生の配偶者が就職するケースとして、これから留学する人の参考に、就職までの手続きをまとめておこうと思います。

まず、配偶者がどのビザで渡米するかが重要になります。配偶者が自力で就労ビザ (H-1B など) を取得できるケースは稀なので、基本は留学生ビザ (F-1, J-1) の配偶者ビザ (F-2, J-2) になります。留学生ビザとしては F-1 がメジャーなのですが、F-2 ビザでは働いてお金を稼ぐことができま

せん。ですので、まず留学生が J-1 ビザで入学し、配偶者は J-2 ビザを得ることが必要です。

ただ、留学生が F-1 ビザでなく J-1 ビザで渡米することに欠点もあります。学生の場合、本来 J ビザにあるいくつかの制限は免除されるのですが、それでも、卒業後に新しく J ビザを取得する際に条件が課せられます。アメリカで長い期間ポスドクをしたい場合には事前にしっかりと制限を調べておくことをすすめます。

次に、配偶者は渡米後 EAD(Employment Authorization Document) を申請して認可される必要があります。この申請はアメリカに渡米してからでないとできず、さらに認可されるまでの約 3 か月間は原則アメリカに滞在している必要があります。渡米後すぐに働きたい場合や、日本からリモートで就職活動をしたい場合にはこの点がネックになります。

その後、EAD が認可されて SSN(ソーシャルセキュリティーナンバー) を得ることができれば、就活を開始できます。就活の方法は分野によってさまざまだと思いますが、留学生や日本人のコミュニティから多くの情報を集めることができます。妻の場合は、日本人の前任者が帰国に際して退職するタイミングでコミュニティに求人情報をだしていたので、スムーズに面接・就職に進むことができました。分野にこだわらないのであれば、地域の新聞やフリーペーパーなどからも求人情報(主に飲食)を得ることができます。

ひとつ注意点をあげるとすれば、採用する会社側は移民の法的な扱いに慣れていないことが多い、ということです(大企業は例外ですが)。そのため、ビザの就労制限や税金・健康保険などは自分で情報を集めることが重要です。

また、英語に関してですが、妻は帰国子女ではありませんが、渡米してからの半年のあいだ地域の生涯学習センターの英会話クラスに通うことで、就労できるレベルまで英語が上達していました。加えて、会社側も、前任者が日本人だったため移民の英語に理解があったようです。EAD 取得までに最低でも 3 か月がかかるため、この期間を英語や文化に慣れるために費やすのが良いかと思います。

5 年以上かかる PhD 留学には、遠距離恋愛だったりあれやこれやがいろいろあるかとおもいます。その中のひとつの選択肢として、配偶者も渡米する場合の参考になれば幸いです。



図 1: 今年の Thanksgiving で焼いた(脈絡のない)ターキー。